**平成２６年（フ）第３８号**
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地53―404
債務者　酒井　君江（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第１３９号**
鳥取県鳥取市国府町三代寺746番地22
債務者　谷岡　駿一
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２号**
鳥取県鳥取市気高町勝見844番地195
債務者　中西　　泉
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２２号**
広島市中区小網町４番13―301号
債務者　佐々木　豊
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第６０号**
広島県廿日市市物見東１丁目７番３―105号
債務者　田丸　鳴美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９１号**
広島市西区己斐上２丁目５番17―204号
債務者　河本　憲治
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９６号**
広島市東区曙１丁目６番16―403号
債務者　川岡心太郎
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２１号**
広島県呉市西辰川２丁目９番21号
債務者　丹生石匡規
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第２３号**
広島県竹原市竹原町2538番地14
債務者　越智設備こと　越智　満義
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第２８号**
広島県呉市焼山桜ケ丘１―12―６西井方、住民票上の住所広島県呉市阿賀北７丁目４番13号
債務者　北藤こと　市原　清加
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第２９号**
広島県呉市警固屋１丁目１番62―301号
債務者　峠　　裕介
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第３０号**
広島県呉市焼山北３丁目171番４、住民票上の住所広島県呉市焼山泉ケ丘２丁目13番16号
債務者　鶴家製菓こと　鶴田　秋良
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第３５号**
広島県福山市南本庄３丁目５番10―405号　メゾン南本庄
債務者　野村　修造
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２６年（フ）第１４号**
愛媛県西条市福武甲８番地　平岡借家７号、前住所愛媛県西条市大町15番地３　メゾンポラリス105号、前々住所高知県四万十市入田3592番地入田団地共同住宅Ａ棟302号室
債務者　山下　　綾（旧姓辰野）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第７号**
高知県幡多郡黒潮町佐賀373番地１
債務者　濵田　涼平
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２６年（フ）第１８号**
福岡県嘉麻市下山田458番地３　山田山下団地214号
債務者　平崎　福美
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２６年（フ）第２０号**
福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸19番地１　エム・ボヌールＤ棟101号
債務者　岡部　吉孝
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部